

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○地籍調査事業計画の変更	(地域復興支援課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	一
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○海岸保全区域の変更	(河川課)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	四
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	四
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	四
○宮城県公報号外第二九号(平成二十七年五月二十九日付け)中		六

## 告 示

○宮城県告示第五百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十八年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成二十八年七月一日

一 調査を行う者の名称

気仙沼市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 二 調査地域

変更前	河原田二丁目等五単位区域
変更後	河原田二丁目等五単位区域(変更無し)

## 三 調査期間

変更前	地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年六月三十日まで
変更後	地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十八年十月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二一三〇〇四二〇	放課後等デイサービスきぼう 栗原市金成金生十一番地	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	社会福祉法人 豊明会	平成二十八年 六月一日

○宮城県告示第五百九十五号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

1 化学名 一(三・四)ジメトキシフェニル一ニ(メチルアミノ)プロパン一オン及びその塩類(通称名…3, 4-Dimethoxyamphetamine)

2 化学名 一ペンチル一(キノリン一八イル)一Hインダゾール三カルボキサ

ミド及びその塩類（通称名：T H J）

- 3 化学名 エチルニール「ニール」（五フルオロベンチル）ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド」ー三ーメチルブタノアールト及びその塩類（通称名：5 F ーA E B 又は 5 F ーE M B ーP I N A C A）
- 4 化学名 メチルニール「ニール」（四フルオロベンジル）ーHーインドールー三ーカルボキサミド」ー三ージメチルブタノアールト及びその塩類（通称名：M D M B ーF U B I C A）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成二十八年七月二日

○宮城県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 石巻工業港矢本線

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後		前		後	前			
B	A	B	A					
八・〇	一一・七	八・〇	一一・七	二、〇〇・二	二、〇〇・二	二、〇〇・八	二、〇〇・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
二、〇〇・二	四〇・五	二、〇〇・二	四〇・五	二、〇二四・四	二、〇二四・四	二、〇〇八・三	二、〇〇八・三	

○宮城県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島浪板線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
一八・三	一六・八	一八・三	一六・八	一、一〇・〇	一、一〇・〇
五五・〇	六一・〇	五五・〇	六一・〇	一一〇・〇	一一〇・〇

○宮城県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前		後		後	前			
C	B	A						
一〇・〇	二〇・〇	九・一	九・一	一四・七	一四・七	二二九・五	二二九・五	上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一四・七	三九・八	一三・五	一三・五	二六六・五	二六六・五	二二九・五	二二九・五	

牡鹿郡女川町女川浜字女川三二〇番一  
二地先から

同郡同町女川浜字大原四八〇番三八地先まで

E	後D	B
	一〇・〇	二〇・〇 三九・八
一〇・〇		四六六・五

う。

○宮城県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
その関係図面は、平成二十八年七月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町女川浜字女川三一〇番一二地先から同郡同町女川浜字大原四八〇番三八地先まで	平成二十八年七月一日

○宮城県告示第六百号

海岸法（昭和三十一年法律第一〇一）第三条第一項の規定により昭和三十九年宮城県告示第六百六十号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。  
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧	新旧別		指定区域
	大分類	海岸の名称	
宮城県仙台湾沿岸	七ヶ浜海岸	松ヶ浜地区海岸	陸域
宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字屋敷五十番地先から同郡同町同字百三十八番地先に至る護岸及び護岸天端肩から背			水域
上記に掲げる土地に接する水際線から十メートルの中			

	新		
	宮城県仙台湾沿岸		
	七ヶ浜海岸		
	松ヶ浜地区海岸		
後六メートルの中員を有する地域		基点A点 宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷百三十八番の地先 基点B点 宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷五十番の地先 基点C点 宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷五番の地先 基点D点 宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字浜屋敷一〇番の地先	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度四分〇秒二・七メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度四分三秒三・八メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度四分六秒四・九メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度四分九秒七・〇メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度五秒二・一メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度五秒七・二メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度六秒一・三メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度六秒六・四メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度六秒一・五メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度六秒七・六メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度六秒二・七メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度六秒八・八メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度六秒三・九メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度六秒九・〇メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度七秒四・一メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度七秒九・二メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度八秒四・三メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度八秒九・四メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度九秒四・五メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度九秒九・六メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒五・七メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒一・八メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒七・九メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒三・〇メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒九・一メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒四・二メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒九・三メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒四・四メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒一〇・五メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒六・六メートル	
(ハ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒一二・七メートル	
(イ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒七・八メートル	
(ロ) 地点		基点A点から二〇度一〇秒一三・九メートル	

○宮城県告示第六百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年七月一日

(ア)点	点から一六四度四九分一〇秒七・八メートルの地点
(イ)点	点から二一九度二分五〇秒二・五メートルの地点
(ロ)点	点から二七〇度五八分一四秒九・九メートルの地点
(ハ)点	点から二七一度三八分一二秒一一・五メートルの地点
(ニ)点	点から二二二度〇二分六〇秒二三・三メートルの地点
(ホ)点	点から一八九度一六分五四秒五六・八メートルの地点
(ヘ)点	点から九二度二分三〇秒一二六・二メートルの地点
(ミ)点	点から二七八度四分〇秒二〇・〇メートルの地点
(メ)点	点から二三四度五九分四六秒三七・一メートルの地点
(モ)点	点から一七八度四分〇秒二〇・〇メートルの地点
(ム)点	点から二六八度四分〇秒三〇・九メートルの地点
(マ)点	点から二六八度四分〇秒三〇・九メートルの地点
(ヤ)点	(ア)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ミ)、(メ)、(ム)、(マ)及び(カ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(テ)、(ト)、(ニ)、(ス)、(セ)、(シ)、(ス)、(ソ)、(タ)、(チ)、(テ)、(ト)、(ニ)、(ス)、(セ)、(シ)の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第六百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
羽黒町北側の急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	石巻市羽黒町一丁目、穀町(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県東部土木事務所
山下町の急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	石巻市山下町一丁目、穀町(次の図のとおり)		
山下町の急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	石巻市山下町一丁目、二丁目(次の図のとおり)		
折立1の急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字折立入、字折立、字折立(次の図のとおり)		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百一十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
万石沢1	土石流	石巻市沢田字折立入、字折立、字折立(次の図のとおり)	宮城県土木部防災防課及び宮城県東部土木事務所
万石沢2	土石流	石巻市沢田字折立入、字折立、字折立(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

東松島市大塩字餅田六十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

有明二〇一 東松島市赤井字有明二十一番地十一 プルミエ 大崎 昌宏

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市松崎鶴巻五十九番、六十番一の一部、六十一番一の一部、六十二番一の一部、七十六番一、七十七番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番一、八十三番一、八十九番一、九十番一、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番一、九十六番二、九十七番、百二十一番一、百二十二番一の一部、百二十三番一、百二十三番二、百二十四番、百二十五番、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百三十番、百三十一番一、百三十一番二、百三十二番一、百三十二番二、百三十七番、百三十九番一、百三十九番二、百四十番、百四十一番、百四十二番一、百四十三番五の一部、百四十三番七、百六十四番一の一部、百六十四番四の一部、百六十五番四、百六十六番、百六十七番、百六十八番、百六十九番、百七十番、百七十四番一、百七十四番二、百七十六番、百八十二番、百八十四番一、百八十六番一、百八十七番二、百八十七番三、百八十七番四、百八十八番一、百八十八番三、百八十九番、百九十番一、百九十番二、百九十一番一、百九十一番二、百九十二番、百九十二番一、百九十三番一、百九十三番二、百九十三番三、百九十三番四、百九十四番一、百九十四番二、百九十四番三、百九十四番四、百九十四番五、百九十四番六、百九十四番七、百九十五番の一部、百九十六番一の一部、百九十六番三、百九十七番一の一部、六十二番四の一部、七十六番三の一部、百二十一番三、百二十二番四の一部、百四十二番三の一部、五十九番地先の水の一部、八十一番地先の水、百六十四番一地先の水の一部、五十九番地先の道、六十番一地先の道の一部、七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

十七番地先の道、七十六番一地先の道の一部、八十九番一地先の道の一部、九十番一地先の道、百二十一番一地先の道、百二十一番三地先の道の一部、百三十七番地先の道の一部、百四十一番地先の道の一部、百四十二番三地先の道の一部、百七十六番地先の道、百九十一番一地先の道の一部  
気仙沼市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十八年七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

気仙沼市本吉町長根百七十五番一の一部、百七十七番の一部、百七十八番の一部、百七十九番の一部、百八十五番の一部、百八十六番の一部、百八十八番一、百八十八番二、百八十九番一、百八十九番二、百八十九番三、百九十番、百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番、百九十六番一、百九十六番二、百九十七番の一部、百九十九番一の一部、百九十九番二の一部、百九十九番三、百九十九番四、百九十九番六、百九十九番七、百九十九番八、一九九番十一、二百一番、二百二番一、二百三番一、二百三番二、二百五番、二百五番一、二百六番二の一部、二百八番、二百九番、二百一十一番一の一部、二百二十八番一の一部、百七十九番地先の道の一部、百九十二番地先の道の一部、二百八番地先の道の一部  
気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市

正 誤

○宮城県公報号外第二九号（平成二十七年五月二十九日付け）中

ページ

正

誤

一〇

猟銃・空気銃所持許可証番号

猟銃・空気銃所持許可番号